

第 17 章 文教施設等における災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 19 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 学校等の災害予防対策

震災対策編第 2 編第 19 章「2 学校の災害予防対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

※ 震災対策編の「(7) 施設の耐震性の強化」を除く。

3 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

震災対策編第 2 編第 19 章「3 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策」を準用する。